

墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

公職選挙法施行令の一部改正（令和7年6月4日公布、同日施行）により、国会議員の選挙における選挙運動用ビラ作成及びポスター作成に係る公営に要する経費の限度額が引き上げられたことから、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動用ビラ作成及びポスター作成に係る公費負担の限度額を同令の改定額に準じて引き上げる。

(1) 選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の作成単価限度額の引き上げ

公費負担の対象	公費負担の限度額(単価)	
	現 行	改 正 案
選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価 (公職選挙法第142条第1項第6号に定める枚数を乗じた金額の範囲内)	<u>7円73銭</u>	<u>8円38銭</u>

(2) 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額の積算基準額の引き上げ

公費負担の対象	公費負担の限度額等	
	現 行	改 正 案
作成単価(右に示した単価の限度額の範囲内)に作成枚数(ポスター掲示場の数が限度)を乗じて得た金額	$\text{単価} = \frac{541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250\text{円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$ <p>※ 実際の限度額 $541\text{円}31\text{銭} \times 278\text{か所} + 316,250\text{円} / 278\text{か所} \approx 1,678.8\text{円}$ (1円未満の端数は、1円とする) $1,679\text{円} \times 278\text{枚} = 466,762\text{円}$ (限度額)</p>	$\text{単価} = \frac{586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250\text{円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$ <p>※ 実際の限度額 $586\text{円}88\text{銭} \times 278\text{か所} + 316,250\text{円} / 278\text{か所} \approx 1,724.4\text{円}$ (1円未満の端数は、1円とする) $1,725\text{円} \times 278\text{枚} = 479,550\text{円}$ (限度額)</p>

3 施行期日

公布の日から施行する。

改正後の第6条、第8条及び第9条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。